

●香川県告示第360号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和3年8月31日から同年9月14日まで詫間漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年8月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

三豊市詫間町詫間6583番地2 渡辺 守

三豊市詫間町詫間3969番地2 富山 保司

三豊市詫間町詫間3964番地1 富山 晴信

2 加入区の名称

詫間加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

詫間漁業協同組合